

## § 1 4 組合員でなくなったとき（死亡した場合を除く）

### § 1 4 の 1 組合員の資格喪失

#### 《共済組合》

組合員が退職したときはその翌日から、勤務条件の変更等により要件を欠くに至ったとき（会計年度任用職員（フルタイム）が、一般組合員となり、短期組合員としての要件を欠くに至ったときを含む。）はその日から、組合員の資格を喪失します。

また、組合員に被扶養者がある場合、組合員が組合員の資格を喪失することによって、被扶養者は、自動的に被扶養者の資格（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者については、国民年金第3号被保険者の資格を含む。）を喪失します。

#### 《県互助組合》

組合員が退職したときはその翌日から、勤務条件の変更等により共済組合員の資格を喪失したときは、その日から互助組合員の資格も喪失します。

また、他県、市町、他の共済組合へ異動した場合や、任用形態の変更があった場合も組合員の資格を喪失します。

### § 1 4 の 2 組合員でなくなったときの手続

#### 1 組合員でなくなったとき（転出した場合を除く）の提出書類

#### 《共済組合》

- (1) 組合員資格喪失報告書（様式集 § 14-003①頁）
- (2) 退職した日が確認できる人事異動通知書（辞令書）の写しや勤務条件の変更等により要件を欠くに至った日が確認できる勤務条件説明書等（県費負担職員の正規職員を除く。）
- (3) 組合員証等  
組合員証以外に、被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は、併せて提出してください。
- (3) 退職届書（様式集 § 14-001頁）※一日も空けずに再び一般又は短期組合員になるときを除く
- (4) 老齢厚生年金受給に係る提出書類（一般組合員のうち公務員共済の老齢年金受給権者のみ）  
年金の受給状況により提出書類が異なります。該当者がいる場合、長期給付係に電話連絡してください。

#### 《県互助組合》

- (1) 退会給付金請求書（短期組合員及び給与の支給が県費負担の有期職員を除く。 § 1 4 -003頁参照）
- (2) 退職医療組合員申出書（退職医療制度に加入を希望する場合のみ。 § 1 4 -014頁の「退職医療制度」を参照）

## 2 他の公務員共済組合へ転出したときの提出書類

### 《共済組合》

- (1) 組合員資格喪失報告書（様式集 § 14-003①頁）
- (2) 退職した日が確認できる人事異動通知書（辞令書）の写しや勤務条件の変更等により要件を欠くに至った日が確認できる勤務条件説明書等（県費負担職員の正規職員を除く。）
- (3) 組合員証等  
組合員証以外に、被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は、併せて提出してください。
- (4) 組合員転出届書（様式集 § 06-009頁）

### 《県互助組合》

- ・ 退会給付金請求書（短期組合員及び給与の支給が県費負担の有期職員を除く。）

## 3 県外の公立学校等（他支部）へ転出したときの提出書類

### 《共済組合》

- (1) 組合員資格喪失報告書（様式集 § 14-003①頁）
  - (2) 退職した日が確認できる人事異動通知書（辞令書）の写しや勤務条件の変更等により要件を欠くに至った日が確認できる勤務条件説明書等（県費負担職員の正規職員を除く。）
  - (3) 組合員転出届書（様式集 § 06-009頁）
- ※ 交付を受けていた組合員証等（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証を含む。）は、転出先の支部へ提出してください。

### 《県互助組合》

- ・ 退会給付金請求書

## 4 資格喪失証明書の交付

組合員の資格喪失後、国民健康保険に加入される場合等で、共済組合の資格喪失証明書が必要なときは、所属所が提出する組合員資格喪失報告書の「資格喪失証明書」欄の「要」に○を付してください。組合員資格喪失証明書は退職時の所属所へ送付します。

## § 1 4 の 3 退会給付金（特別退職給付金・特別返還金・生涯福祉給付金）

### 《県互助組合》

組合員が資格を喪失したときは、次の給付金が支給されます。（短期組合員及び給与の支給が県費負担の有期職員を除く。）

#### 1 特別退職給付金（互運営規則第20条）

##### （1）支給額

組合員期間中に納入した一般掛金の総額相当額から家族療養費及びリフレッシュ厚生計画事業附加金相当額を控除した額（平成16年3月31日時点で算定した額）の9割

##### （2）請求書類

退会給付金請求書

##### （3）その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

詳しくは、§ 1 4 -014頁の「退職医療制度」を参照してください。

※ 平成16年4月1日以降の加入者は、特別退職給付金の給付はありません。

#### 2 特別返還金（互運営規則第50条、互組合員規則第11条）

##### （1）支給額

組合員期間中に納入した退職医療掛金（給料月額 $\times$ 2/1,000）の総額に相当する額。

##### （2）請求書類

退会給付金請求書

##### （3）その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療組合員制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

#### 3 生涯福祉給付金（互運営規則第21条、互組合員規則第11条）

##### （1）支給額

組合員期間中に納入した生涯福祉掛金（給料月額 $\times$ 2/1,000）の総額に相当する額

##### （2）請求書類

退会給付金請求書

##### （3）その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療組合員制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

## § 1 4 の 4 退職後の医療保険制度

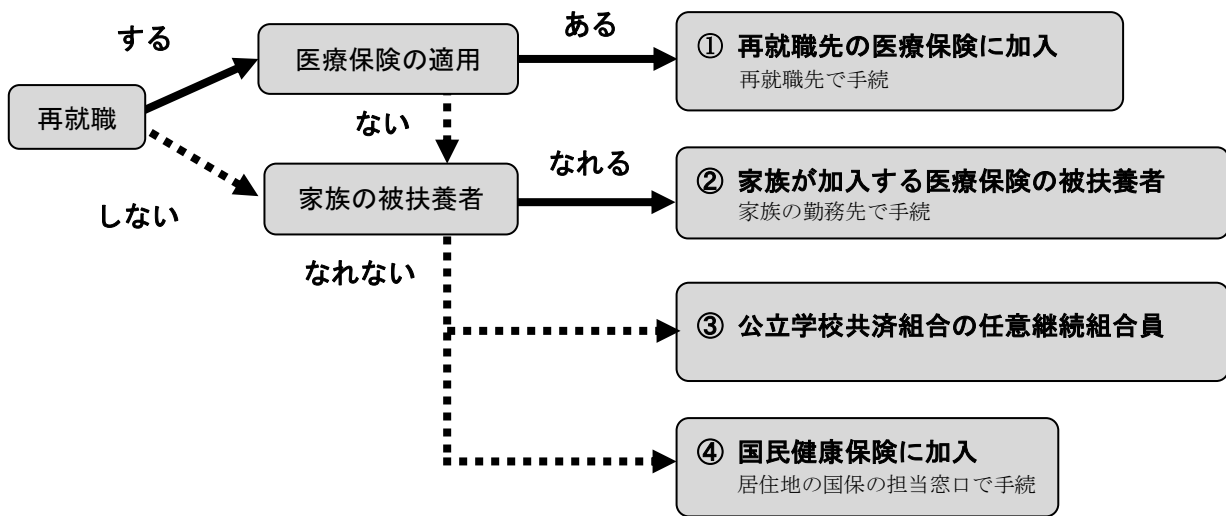
組合員は、退職すると自動的に共済組合の組合員資格を喪失します。資格喪失後は、医療機関で組合員証等を使用することはできません。被扶養者についても同様です。

我が国では、国民皆保険制度をとっていますので、退職後も次のいずれかの保険制度に加入することになります。

- ① 再就職先の医療保険に加入する。
- ② 家族が加入する医療保険の被扶養者になる。
- ③ 公立学校共済組合の任意継続組合員になる。
- ④ 国民健康保険に加入する。

### ◆任意継続組合制度と国民健康保険の比較

	任意継続組合員	国民健康保険
加入資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった人	社会保険等に加入できない人すべてに加入の義務があります。
加入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職後2年間</li> <li>・退職後、日を空けて加入することはできません。</li> <li>・途中で脱退はできますが、再加入はできません。</li> </ul>	
掛金	退職時の標準報酬月額を基礎として算出します。	世帯単位で、前年の所得のほか、被保険者の数等に応じて、市区町村が決定します。
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付のほか</li> <li>・出産費、埋葬料、災害給付 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付のほか</li> <li>・出産育児一時金、埋葬料</li> </ul>
被扶養者の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現職時に被扶養者であった人は、引き続き認定できます。</li> <li>ただし、被扶養者の要件を欠くときは、喪失の手続が必要です。また、新たに被扶養者の要件を具備したときは、認定の手続が必要です。</li> <li>・被扶養者は保険料がかかりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入は個人単位（被扶養者の概念なし）</li> <li>・被扶養者は保険料が発生します。（世帯割制度等あり）</li> </ul>



	①	②	③	④
加入先等	再就職先の医療保険	家族が加入する医療保険の被扶養者	公立学校共済組合 [任意継続組合員]	国民健康保険 (市町村)
手続	就職先にお問い合わせください。	家族の勤務先にお問い合わせください。	退職の日から起算して20日以内（共済組合必着）に任意継続組合員申出書を提出してください。	お住まいの市町村国民健康保険担当課にお問い合わせください。
医療費自己負担額	<p style="text-align: center;"><b>加入～69歳 3割</b></p> <p style="text-align: center;"><b>70歳～74歳 2割又は3割</b></p>			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者になることで、家族の保険料が増額になることはありません。</li> <li>●被扶養者の認定要件を家族の勤務先に必ず確認してください。</li> </ul>	附加給付あり <ul style="list-style-type: none"> <li>●退職日の前日までの組合員期間が1年以上必要です。</li> <li>●加入できる期間は、最長2年間です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料は、主として前年の所得をベースに各市町村が決定します。</li> </ul>

## § 1 4 の 4 の ( 1 ) 任意継続組合員

退職の日の前日（勤務条件の変更等により要件を欠くに至ったときはその日の前々日）まで、引き続き1年以上組合員であった人（後期高齢者医療の被保険者等でない人に限る。）が、任意継続組合員となることを申し出た場合、退職後最長2年間、引き続き現職のときとほぼ同様な給付が受けられます。他に宿泊事業、医療事業及び支部長が認めた保健事業の利用ができます。

ただし、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金は支給されません。また、任意継続組合員の資格を取得した後に新たに発生する傷病手当金、出産手当金は支給されません。

なお、納付期日までに掛金の振込みがない場合は、任意継続組合員の資格を喪失することになります。

### (1) 申出

退職の日（勤務条件の変更等により要件を欠くに至ったときはその日の前日）から起算して20日以内（共済組合必着）に、「任意継続組合員申出書」を広島支部に提出した人は、任意継続組合員の資格を取得します。

〈提出書類〉

「任意継続組合員申出書」（様式集 § 15-001頁）

※ 「任意継続組合員申出書」は、広島支部ホームページからダウンロードしてください。

※ 退職前に交付された組合員証等（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証を含む。）は、退職に伴う手続の際に所属所経由で返納してください。

### (2) 掛金額

ア 掛金算定方法

掛金算定基礎額に掛金率を乗じて得た額が、1か月の任意継続掛金額になります。

**掛金算定基礎額（次の①と②のうち低い額） × 掛金率 = 掛金月額（円位未満切捨て）**

① 退職時の標準報酬月額※

② 公立学校共済組合員（任意継続組合員を除く。）の毎年度適用となる平均標準報酬月額  
令和6年度については、令和5年9月30日の平均標準報酬月額380,000円を適用。

（例）退職時の標準報酬月額が410,000円以上（第27級以上）の場合

掛金算定基礎額は380,000円（＝令和6年度掛金算定基礎額の上限額）

※ 標準報酬月額とは、組合員が受ける報酬月額を「標準報酬等級表」に当てはめて決定された額。

#### 【掛金率】

（令和6年4月1日現在）

区 分	令和6年度
任 意 継 続 掛 金	1,000分の93.20
介 護 掛 金（40歳以上65歳未満）	1,000分の15.92

**【最高限度掛金月額】**（掛金算定基礎額が令和6年度の上限度額380,000円の場合）

区 分	令和6年度
任意継続掛金	380,000円 × 0.09320 = 35,416円
介護掛金（40歳以上65歳未満）	380,000円 × 0.01592 = 6,049円
合計（月額）	41,465円

イ 掛金の払込方法

納付期限内に掛金の振込みがない場合は、資格喪失となりますので、払込方法は、可能な限り口座振替による払込みをお願いします。

払込方法	口座振替日 <sup>※1</sup> 及び納付期限日
年1回口座振替 <sup>※2</sup> （12か月前納）	4月19日に1年分を自動振替します。
年2回口座振替 <sup>※2</sup> （6か月前納）	1回目は4月19日、2回目は9月24日に半年分を自動振替します。
毎月口座振替 <sup>※2</sup>	毎月22日に、翌月分を自動振替します。 ただし、初回口座振替日の4月19日に、初年度の4月及び5月分の2か月分を自動振替します。
毎月払込通知書	銀行窓口、ATM、ネットバンキング等により、前月末日までに翌月分を指定口座に振り込んでください。 <b>振込手数料は自己負担。</b> ただし、初回納付は4月19日又は通知文記載の期限までに、初年度の4月及び5月分の2か月分を振り込んでください。

※1 金融機関休業日の場合は、翌営業日に自動振替します。

※2 口座振替の場合は、広島銀行の本人名義の口座に限ります。

共済組合が別途設定する「任意継続組合員申出書」の提出期限（第一次締切）以降に申出書を提出又は申出書の内容に不備があった場合は、初回振替日に口座振替できない場合があります。その場合は、別途通知する納付期限までに、指定口座に振り込んでください。

下記の前納割引はそのまま適用されますが、振込手数料は自己負担になります。

**【掛金前納による割引制度】**

掛金の払込方法を年1回口座振替または年2回口座振替により前納する場合は、次のような割引が適用されます。

《例》掛金算定基礎額380,000円、掛金月額41,465円（介護掛金を含む。）の場合

払込方法	年間割引額		納付年額	
毎月口座振替 又は 毎月払込通知書	0円	497,580円	任意継続掛金	424,992円
			介護掛金	72,588円
年1回口座振替	8,834円	488,746円	任意継続掛金	417,447円
			介護掛金	71,299円
年2回口座振替	4,847円	492,733円	任意継続掛金	420,852円
			介護掛金	71,881円

### (3) 掛金の口座振替・給付金の振込指定金融機関

#### ア 掛金の振替を行う口座

広島銀行の本人名義の口座に限ります。自動振替のため、振込手数料の負担はありません。

広島銀行以外の口座からの振替はできませんので、前記(2)イの毎月払込通知書による払込みになります。振込手数料は自己負担になります。

#### イ 医療費等の給付金の振込口座

掛金の口座振替を希望される方には、振替口座に給付金を振り込みます。

掛金の口座振替を希望せず、毎月払込通知書により掛金を払い込む方には、退職時に指定している口座に給付金を振り込みます。

### (4) 任意継続組合員証の交付

任意継続組合員申出書を提出することにより、新しく任意継続組合員証が交付されます。

### (5) 任意継続組合員被扶養者証の交付

退職時に被扶養者となっている人は、引き続き被扶養者として認定され、任意継続組合員証の交付の際、併せて被扶養者証を交付されます。このため、被扶養者の要件を欠くに至ったときは、認定取消の手続が必要です。

また、新たに被扶養者の要件を備える人が生じたときは、認定の手続を行ってください。

なお、各手続に当たっては、被扶養者申告書に必要書類(§ 7-009 頁以降の「§ 7」の3 被扶養者の申告」参照)を添付して、直接広島支部へ提出してください。

※ 夫婦が共同して子を扶養している等、共同扶養者がいる場合、原則収入の多い人の被扶養者としませんが、配偶者等の共同扶養者が国民健康保険に加入している場合、任意継続組合員の掛金の算定基礎額に12を乗じた額が、共同扶養者の年収を上回るときは、「任意継続組合員の被扶養者継続認定申立書(様式集 § 15-005 頁)」の提出により、任意継続組合員の被扶養者として継続認定できます。

### (6) 諸給付の請求及びその手続

任意継続組合員となった人に係る諸給付の請求及び諸手続は、現職組合員の場合と同じ請求書、申告書を準用して取扱います。所定の用紙は、広島支部ホームページからもダウンロードできます。なお、これらの書類は、直接広島支部へ提出してください。



## (7) 資格が喪失する場合

次に該当する場合は資格がなくなりますので、必ず事実発生日以降速やかに広島支部へ書類を提出してください。前納等で掛金の過払いがある場合は、後日過払い分をお返しします。

事 由	資格喪失日	提 出 書 類
(ア) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき	2年を経過した日の翌日	(1) 任意継続組合員証等
(イ) 任意継続組合員が死亡したとき	死亡した日の翌日	(1) 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 (様式集 § 15-002 頁) (2) 任意継続組合員証等 (3) 死亡日が確認できる書類の写し (4) 組合員本人と還付請求者との関係が確認できる書類の写し
(ウ) 後期高齢者医療の被保険者等になったとき	被保険者等となった日	(1) 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 (様式集 § 15-002 頁) (2) 任意継続組合員証等 (3) 後期高齢者医療被保険者証の写し
(エ) 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき	加入した日	(1) 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 (様式集 § 15-002 頁) (2) 任意継続組合員証等 (3) 新しく交付された保険証の写し等
(オ) 本人の意思により、任意継続組合員でなくなることを共済組合に申し出たとき (国民健康保険に加入する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき)	広島支部がこの申出書を受理した日の属する月の翌月の初日	(1) 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 (様式集 § 15-002 頁) (2) 任意継続組合員証等 ※資格喪失日以降、速やかに返納

※ 任意継続組合員証以外に、任意継続組合員被扶養者証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は、併せて提出してください。

## (8) 掛金の所得税法上の取扱い

任意継続掛金及び介護掛金は、所得税法上で「社会保険料」として取り扱われ、生命保険料等と同様に収入金額から控除することができます。

この控除を受けるためには、税務署で確定申告をする必要があります。その申告の証拠書類となる任意継続掛金及び介護掛金に係る「収納証明書」を毎年1月末頃、広島支部から送付します。なお、再就職先の年末調整等で証明書が必要な場合は、別途送付しますので、広島支部経理貸付係までご連絡ください。

## § 14の4の(2) 退職後に受けることのできる短期給付

### 《共済組合》

組合員が一定の要件を備えて退職したときは、次の給付を受けることができます。

#### 1 出産費

##### (1) 支給要件

1年以上組合員であった人が退職後6月以内に出産したときは、出産費が支給されます。

組合員の退職後に被扶養者が出産したときは、給付の対象になりません。

##### (2) 支給額

420,000円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は408,000円）が支給されます。

##### (3) 請求手続

「出産費請求書（様式第62号又は様式第62号の2）」を直接、広島支部へ提出してください。

##### (4) その他

ア 出産するまでの間に他の共済組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは支給されません。

イ 出産費附加金は支給されません。

ウ 任意継続組合員は、「組合員」とあるのを「任意継続組合員」、「退職後6月以内」とあるのを「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して6月以内」に読み替えて適用されます。

#### 2 埋葬料

##### (1) 支給要件

組合員が退職後3月以内に死亡したときは、埋葬料が支給されます。

##### (2) 支給額

50,000円

##### (3) 給付についての一般的事項

ア 埋葬料は、死亡の当時被扶養者であった人に対して支給されます。なお、被扶養者がいない場合は、実際に埋葬を行った人に対して上記の金額に相当する額の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額が支給されます。

イ 組合員であった人が資格喪失後死亡するまでの間、他の共済組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは支給されません。

ウ 埋葬料附加金は支給されません。

エ 任意継続組合員は、「組合員」とあるのを「任意継続組合員」、「退職した日」とあるのを「任

意継続組合員の資格を喪失した日の前日」、「給料」とあるのを「任意継続掛金の標準となつた額」にそれぞれ読み替えて適用されます。

オ 請求手続は、「埋葬料請求書（様式集 § 16-001頁）」を直接、広島支部に提出してください。

### 3 傷病手当金

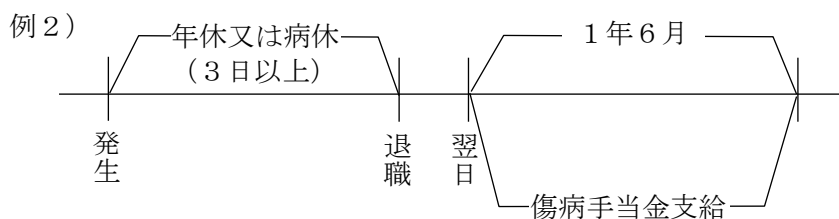
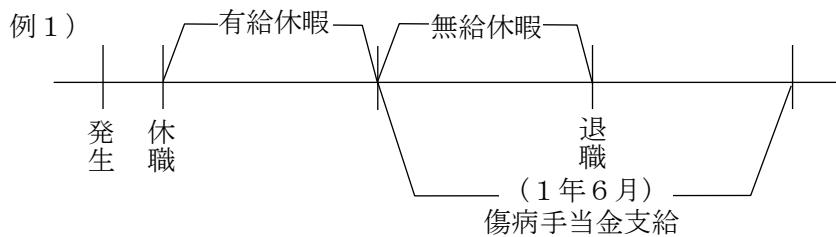
#### (1) 支給要件

1年以上組合員であった人が在職中に公務によらない病気又は負傷をし、療養のため引き続き勤務に服することができず、次の①又は②に該当するときは、傷病手当金が支給されます。

- ① 退職した際に傷病手当金を受けていたとき。
- ② 退職した日において、すでに勤務に服することができなかつた日以後3日を経過しているが、報酬日額が給付日額を上回っているため傷病手当金の支給を受けていないとき。

#### (2) 支給期間

勤務することができなくなった日以後3日を経過した日、又は傷病手当金の支給が始まった日から通算して1年6月間（結核性の病気は3年間）の範囲内です。



#### (3) 支給額（月額）

傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額の内合計額×1/12×1/22＝平均標準報酬日額

（5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる）

平均標準報酬日額×2/3＝給付日額（円未満四捨五入）

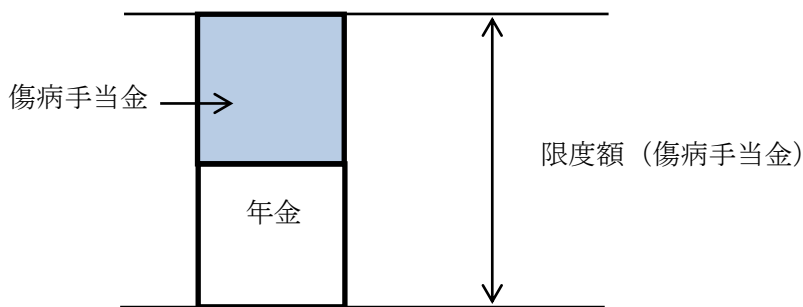
給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月の傷病手当金

(注) 退職した際にすでに傷病手当金を受給していたなど、支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月未満の場合については、§ 10-012頁の「療養・休職のため給料が支給されないとき」を参照してください。

#### (4) 給付についての一般的事項

- ア 「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。
- イ 傷病手当金の支給期間内に他の組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは、取得日以後の期間についての給付は行われません。
- ウ 障害厚生年金、障害基礎年金、障害手当金、老齢厚生年金、老齢基礎年金等を受けることになったときは、給付の調整により傷病手当金の全部又は一部が支給されません。

※ 参考（年金が支給された場合）



#### (5) 請求に必要な書類

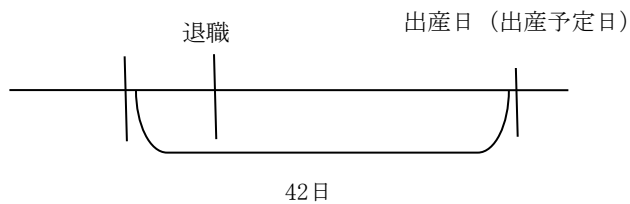
- ア 傷病手当金請求書
- イ 生活能力等についての医師の意見書（初回のみ）
- ウ 日常生活に関する申立書（初回のみ）
- エ 出勤簿の写し（初回のみ）

## 4 出産手当金

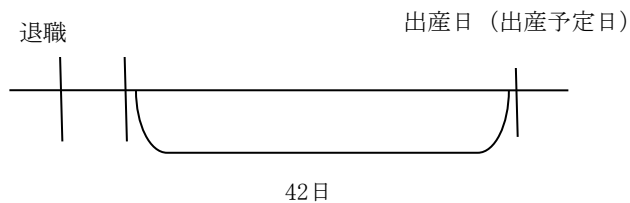
### (1) 支給要件

1年以上組合員である者が、出産手当金を支給されたまま退職した場合、残っている支給期間については支給が可能です。

出産手当金を受ける権利を有していれば、実際に給料の調整などで出産手当金が支給されていない状態であっても構いません。つまり、次のとおり出産予定日または出産日の前42日以後に退職していることが条件となります。



⇒資格喪失後の給付が可能



⇒資格喪失後の給付が不可

## (2) 支給期間及び支給額

勤務に服することができなかつた期間 1 日につき標準報酬日額の2/3に相当する金額を出産の（予定）日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの期間に対し支給します。

(算式)

出産手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額  
の合計額×1/12×1/22＝平均標準報酬日額

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる)

平均標準報酬日額×2/3＝給付日額（円未満四捨五入）

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月の出産手当金

(注)・算定のもととなる標準報酬月額は退職した日のものとなります。

・報酬の一部が支給される場合、支給額を調整します。

## (3) 給付についての一般的事項

ア 「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

イ 出産手当金の支給期間内に他の組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは、  
取得日以後の期間についての給付は行われません。

ウ 請求手続は、「休業手当金・出産手当金請求書（様式第64号）」（様式集 § 10-013～022頁記  
入例参照）を直接、広島支部に提出してください。

## § 14 の 4 の (3) 退職医療制度

### 1 概要

この制度は、県互助組合員に対する退職後の医療給付をはじめとする諸給付や福祉事業を行い、生きがいのある豊かな生活の実現に寄与しようとするものです。

※ 一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第51条に基づき、掛金等の収入や給付事業の支出等により、事業や給付内容を変更することがあります。

### 2 加入資格

(1) 退職時に県互助組合員であり、退職日の翌日の年齢が45歳以上の人（互運営規則第45条）

### 3 加入手続

(1) 退職医療組合員申出書の提出等（互運営規則第45条第2項）

退職日の翌日から起算して30日以内に、退職医療組合員申出書及び退会給付金請求書を提出してください。ただし、退会給付金の支給対象外の方は、退職医療組合員申出書のみ提出してください。

(2) 基準掛金額（互運営規則第45条第2項）

次表により、退職日の翌日の年齢に応じた額が基準掛金額となります。

基準掛金には退会給付金を充当することができますので、実際に納入する金額は、基準掛金額から退会給付金を差し引いた額となります。ただし、退会給付金の支給対象外の方は全額納入していただきます。

【令和5年度基準掛金額表】

年齢は、退職日の翌日の年齢となります。

年 齢	掛 金 額	年 齢	掛 金 額	年 齢	掛 金 額
45歳	1,731千円	54歳	1,057千円	63歳	497千円
46歳	1,656千円	55歳	983千円	64歳	442千円
47歳	1,584千円	56歳	917千円	65歳	389千円
48歳	1,514千円	57歳	853千円	66歳	328千円
49歳	1,447千円	58歳	791千円	67歳	269千円
50歳	1,382千円	59歳	732千円	68歳	212千円
51歳	1,297千円	60歳	675千円	69歳	156千円
52歳	1,214千円	61歳	614千円		
53歳	1,134千円	62歳	554千円		

(3) 基準掛金の納入方法及び期日（互退職医療規程第3条）

退会給付金が掛金額に満たない場合は、その不足額を県互助組合が指定する口座へ納入してください（退会給付金額が基準掛金額を上回る場合は、超過額を退会給付金として給付します。）。

納入期日は、退職日の翌日から起算して60日以内です。

互助組合から加入申出者に向けて、振込先口座等を通知します。

**(4) その他 (互)運営規則第45条第3項)**

加入者は終身組合員になります。

**4 給付事業**

**(1) 療養補助金 (互)運営規則第46条第1項及び第2項)**

退職医療組合員が病気又は負傷により保険医療機関等で療養を受けたときに支給されます。

ア 支給額

医療機関ごとに1か月の医療費総額の20%相当額 (最高限度額63,600円)

公費負担医療制度により、自己負担額が医療費総額の20%相当額を下回る場合は、自己負担額を限度として給付

イ 支給期間

退職医療組合員となった日から70歳に達した日の属する年度の末日までの期間

**(2) 死亡弔慰金 (互)運営規則第47条)**

退職医療組合員が死亡したとき、退職医療組合員であった期間に応じた死亡弔慰金はその遺族に支給されます。

**<支給額>**

退職医療組合員期間	金額	退職医療組合員期間	金額
1年未満	200千円	5年以上6年未満	100千円
1年以上2年未満	180千円	6年以上7年未満	80千円
2年以上3年未満	160千円	7年以上8年未満	60千円
3年以上4年未満	140千円	8年以上9年未満	40千円
4年以上5年未満	120千円	9年以上	20千円

**(3) 慶祝金 (互)運営規則第48条)**

退職医療組合員が70歳、77歳、80歳、88歳、90歳及び99歳に達したときは、それぞれ慶祝金が支給されます。

**<支給額>**

年齢	金額
70歳 (古希)	10千円
77歳 (喜寿)	20千円
80歳 (傘寿)	30千円
88歳 (米寿)	50千円

90歳（卒寿）	50千円
99歳（白寿）	50千円

**（４） 脱退一時金（互）運営規則第49条第1項及び第2項）**

退職医療組合員が特別の事情（注）により退職医療組合員でなくなることを申し出て、その申出が受理されて資格を喪失したときは、脱退一時金が支給されます。

（注）現在「特別の事情」として認めているのは、海外移住するためのみです。

**<支給額>**

加入時に納入した基準掛金の2分の1を限度として退職医療組合員期間に応じた死亡弔慰金の額（前記（2）死亡弔慰金の額を参照）

**5 福祉事業（互）運営規則第52条）**

**（１） 1日人間ドック助成**

1日人間ドックを実施し、1人につき12,000円を補助します。

令和5年度実施会場

- ・ 広島市 広島赤十字・原爆病院、アルパーク検診クリニック、長崎病院ヘルスケアセンター  
広島県地域保健医療推進機構、メディックス広島健診センター  
グランドタワーメディカルコート、広島県環境保健協会
- ・ 呉市 呉市医師会病院
- ・ 東広島市 井野口病院、東広島記念病院
- ・ 廿日市市 広島生活習慣病がん健診センター大野
- ・ 三原市 三原市医師会病院
- ・ 尾道市 公立みつぎ総合病院
- ・ 福山市 中国中央病院、日本鋼管福山病院
- ・ 三次市 三次地区医療センター、市立三次中央病院（健診センター）
- ・ 庄原市 庄原赤十字病院

**（２） 入院助成金**

引き続き7日以上入院された場合1日1,000円（1会計年度60日を限度）を助成します。

**（３） 広報紙の発行**

「互助だより」で、各事業の案内をします。



## § 1 4 の 5 公的年金制度

本来の「老齢厚生年金」の支給開始年齢は、65歳からですが、60歳台前半に支給される特例の年金として、「特別支給の老齢厚生年金」があります。

### 1 年金の支給開始年齢

老齢厚生（退職共済）年金は、本来65歳から支給されますが、生年月日により「特例」として、65歳になる前（60歳から64歳の間）に「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」が支給されます。（ただし、年金受給開始年齢は、下図のとおり生年月日によって異なります。）

なお、65歳からは、日本年金機構から全国共通の「老齢基礎年金」が支給されます。

※ 平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は、「特別支給の老齢厚生年金」及び「老齢厚生年金」となりますが、これまでどおり最後に加入していた共済組合が支給します。

生年月日	特別支給の退職共済・老齢厚生年金等						退職共済（老齢厚生）年金	
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
昭和24年4月2日 ~ 昭和28年4月1日	特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）						退職共済（老齢厚生）年金 + 経過的職域加算額	
							老齢基礎年金（国民年金）	
昭和28年4月2日 ~ 昭和29年10月1日		特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額	
							老齢基礎年金（国民年金）	
			厚生年金に統合					
昭和29年10月2日 ~ 昭和30年4月1日			特別支給の老齢厚生年金 + 経過的職域加算額				老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付	
							老齢基礎年金（国民年金）	
昭和30年4月2日 ~ 昭和32年4月1日			特老厚 + 経過的職域加算額				老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付	
							老齢基礎年金（国民年金）	
昭和32年4月2日 ~ 昭和34年4月1日				特老厚 + 経過的職域加算額			老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付	
							老齢基礎年金（国民年金）	
昭和34年4月2日 ~ 昭和36年4月1日						特老厚 + 経過的職域加算額	老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付	
							老齢基礎年金（国民年金）	
昭和36年4月2日 以降							老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付	
							老齢基礎年金（国民年金）	

★ 公的年金制度に通算10年以上加入している者で、かつ、1年以上の被用者年金の加入期間（国民年金のみの期間を除く）がある場合は、生年月日に応じて支給開始。

## 2 年金の決定・支給

被用者年金一元化後も、公務員の共済組合員期間に係る年金は、従前どおり、原則、最後に所属していた共済組合が裁定して支給します。（私学共済は、日本私立学校振興・共済事業団が行う。）

また、民間企業等の老齢厚生年金と全国民共通の国民年金（基礎年金）の裁定及び支給は、日本年金機構が行います。

## 3 年金の支給期

年金の支給期月は、毎年、偶数月（2・4・6・8・10・12月）の年6回で、原則、支給期月の15日（15日が土曜日の時は14日（金）、日曜日のときは13日（金））に「支給期月の前月までの2か月分」を支給します。（※ 初回支給日のみ、遅れる可能性があります。ご了承ください。）

<例> 昭和35年8月10日生まれの者の場合（支給開始年齢は、64歳。）

受給権発生日	令和6年8月9日（誕生日の前日）
年金支給期月	<p>受給権発生日の翌月分から支給されますので、初回は、令和6年9月分を10月に支給。（次回支給期月は、令和6年10月、11月分を12月に支給。）</p> <p>なお、<u>この時、再就職して厚生年金（被用者年金制度）に加入している場合は、年金額の調整があります。</u></p> <p>※ 各月、1日生まれの者は、1日の前日、つまり、前月が受給権発生日になるので、誕生月分の年金が支給されます。 （例：10月1日生まれの者→10月及び11月分の年金を12月に支給。）</p>

## 4 公的年金の種類（平成27年10月以降）

給付事由	年齢・要件など	厚生年金	国民年金
老齢	64歳まで	特別支給の老齢厚生年金	—
	65歳から	本来支給の老齢厚生年金	老齢基礎年金
障害	重度	障害厚生年金	障害基礎年金
	軽度	障害手当金	—
(*)死亡	子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金
	子のいない配偶者	遺族厚生年金	—

(\*) 遺族厚生年金の受給者となる遺族は、組合員であった人が死亡した当時、その人によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。（妻以外には、年齢制限あり。）

## 5 老齢厚生年金について（共済組合に加入していた期間）

- (1) 特別支給の老齢厚生年金（61歳から64歳まで）
- (2) 本来支給の老齢厚生年金（65歳から）

「退職共済年金」は、被用者年金一元化により、年金の名称が「老齢厚生年金」となりましたが、年金額の計算方法や受給要件などは変更ありません。

退職共済年金と同様、老齢厚生年金も本来65歳から支給されることになっていますが、当分の間、支給開始年齢から65歳になるまでの間は、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

昭和36年4月2日以降に生まれた人は、65歳から「本来支給の老齢厚生年金」と「老齢基礎年金（国民年金）」が支給されます。（男女共通）

## 6 老齢厚生年金を受給するための支給要件

● 特別支給の老齢厚生年金	◎ 本来支給の老齢厚生年金
① 昭和36年4月1日以前生まれの者で60歳以上65歳未満であること	① 65歳以上であること
② 公的年金加入期間が <u>10年以上</u> あること	② 公的年金加入期間が <u>10年以上</u> あること
③ 被用者年金加入期間が <u>1年以上</u> あること	③ 被用者年金加入期間が <u>1年以上</u> あること

### 《注意》

◆ 公的年金加入期間は、平成29年8月に「25年から10年」に短縮された。

※ **公的年金加入期間** → 全ての公的年金制度（公務員共済組合、民間企業、私学共済組合及び国民年金）の加入期間を合算した期間。

◆ 共済組合の組合員期間は、年金制度上、被用者年金の加入期間となる。

※ **被用者年金加入期間** → 一元化前までは、各実施機関の加入期間が1年以上という要件がありましたが、一元化後は、全ての被用者年金（厚生年金）加入期間を合算して1年以上になれば、受給要件を満たします。  
（※ただし、国民年金のみの期間は合算の対象外。）

## 7 退職等年金給付（年金払い退職給付）について（公務員等の年金：3階部分）

平成27年9月までの組合員期間	平成27年10月以降の組合員期間
経過的職域加算 （旧職域部分：3階部分）	退職等年金給付 （年金払い退職給付）
老齢厚生年金	
国民年金（基礎年金）	

## 8 再就職による年金の停止

退職後に再就職をした場合、所得金額や年金制度への加入の有無によっては、年金の全額又は一部が支給停止になることがあります。（遺族年金の受給者は除く。）

部が支給停止になることがあります。(遺族共済年金の受給者は除く。)

## § 1 4 の 6 離婚時の年金分割制度

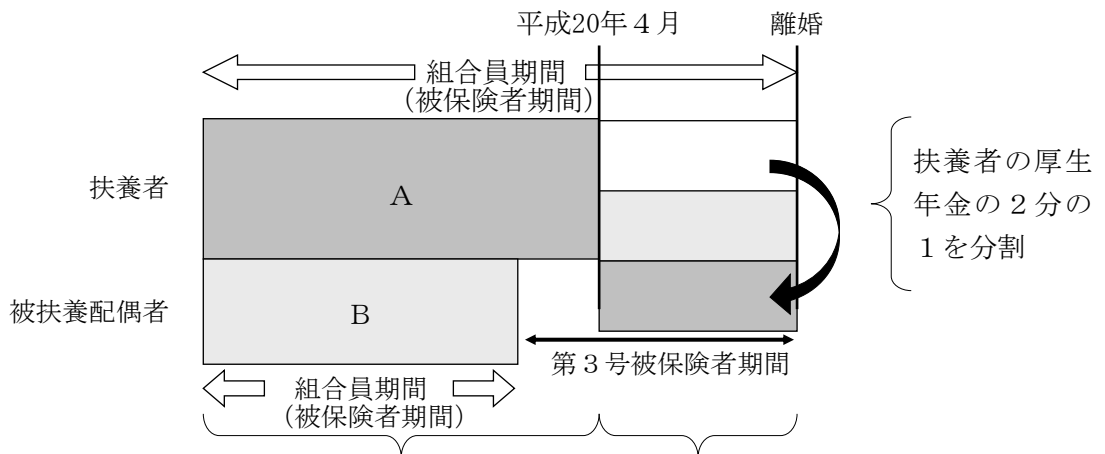
平成19年4月から「離婚時の年金分割制度」が、平成20年4月から「離婚時の第3号被保険者期間についての年金分割制度」が実施されることになりました。

### (1) 離婚時の厚生年金の分割 (平成19年4月から)

- 離婚した場合には、当事者の合意又は裁判所の決定があれば婚姻期間についての標準報酬を分割 (当時者双方の婚姻期間中の合計額の2分の1を上限) することができます。
- 平成19年4月以降に成立した離婚を対象としますが、それ以前の婚姻期間についても分割の対象とします。
- 離婚した場合又は分割を適用することが必要な事情があると認められる場合には、国民年金の第3号被保険者期間 (平成20年4月以降の期間) についての標準報酬の2分の1を分割することができます。

### (2) 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割 (平成20年4月から)

離婚した場合の老齢厚生年金の分割のイメージ



平成20年4月以後の第3号被保険者期間以外の期間

→当事者の同意又は裁判所の決定で双方の厚生年金を分割できる (被扶養配偶者の年金額はA+Bの1/2を限度 (A>Bの場合))

平成20年4月以後の第3号被保険者期間

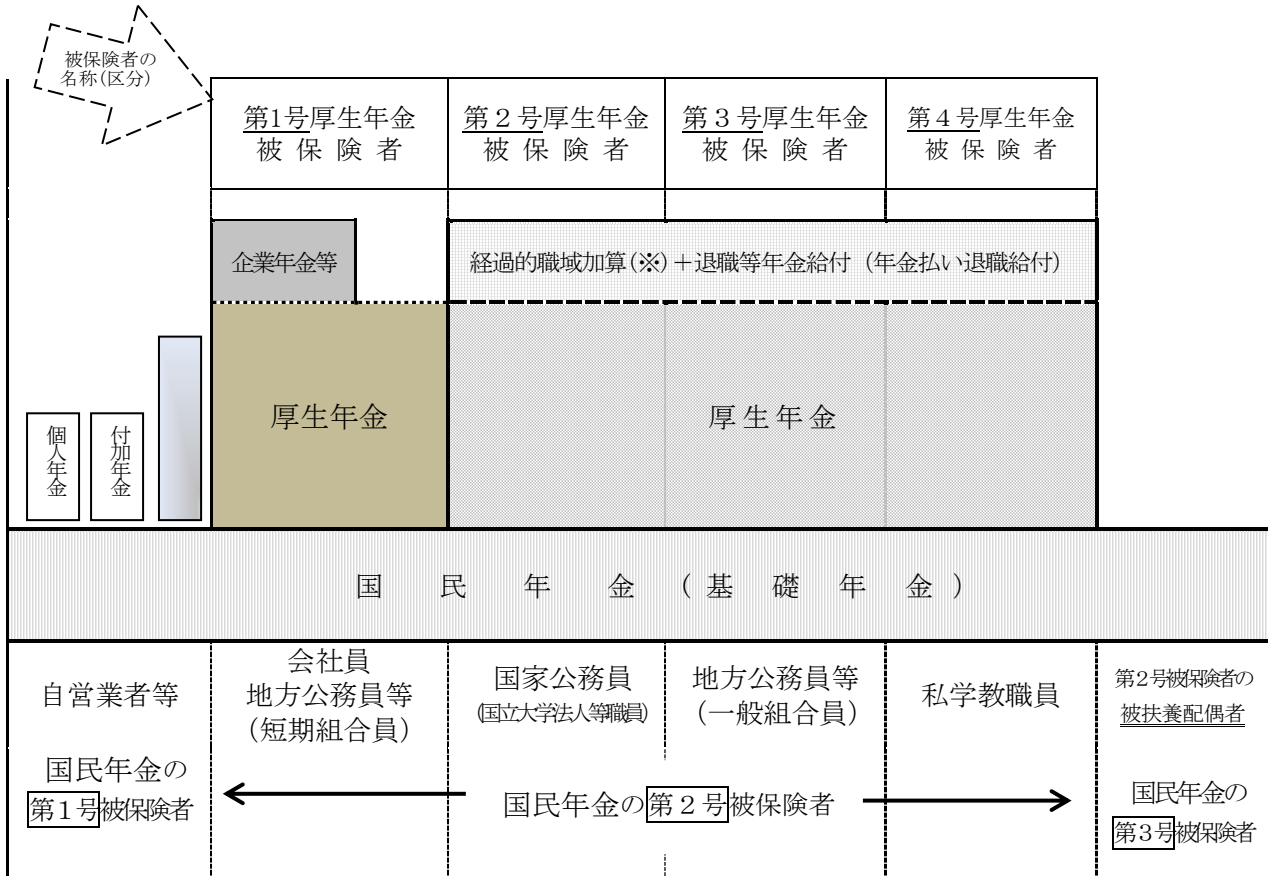
《参考1》

●被用者年金一元化による制度的な差異の解消（※①～⑤は、厚生年金に揃える。⑥は、存続。）

	厚生年金 (H27.10から)	共済年金 (H27.9まで)
① 被保険者の年齢制限	○ 70歳まで	○ 年齢制限なし（私学共済は、除く）
② 未支給年金の給付範囲	○ 死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は、兄弟姉妹、甥姪(*) (*)年金機能強化法施行後（H26.4）に3親等内の親族に拡大された。	○ 遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）又は、遺族がないときは相続人
③ 老齢給付の在職支給停止	④ 老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合  (令和6年4月から)  (賃金+年金)が50万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止  ※停止基準額50万円は、1万円単位で改定される。	○ 退職共済年金受給者が共済組合員となった場合  (賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止 ※ 私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○ 退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 (賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
④ 障害給付の支給要件	○ 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）	○ 保険料納付要件なし
※障害給付の在職支給停止	なし	あり
⑤ 遺族年金の転給	○ 先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。 (例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。)	○ 先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。 (例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。)
(経過措置) ※令和12年以降は、解消される経過的なものであり、それまでは、存続する。		
⑥ 女子の支給開始年齢【存続】	⑤ 60歳台前半の特別支給の厚生年金の支給開始年齢は、男子の5年遅れのスケジュール（S21.4.2以降生まれ～）	⑥ 60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢は、男子と同じのスケジュール（S16.4.2以降生まれ～）

《参考2》

☆☆☆ 被用者年金一元化後の公的年金制度 ☆☆☆



(※) 経過的職域加算とは、従来の「職域年金部分(3階部分)」に相当する年金のことをいう。

2 国民年金(基礎年金)の被保険者の種別

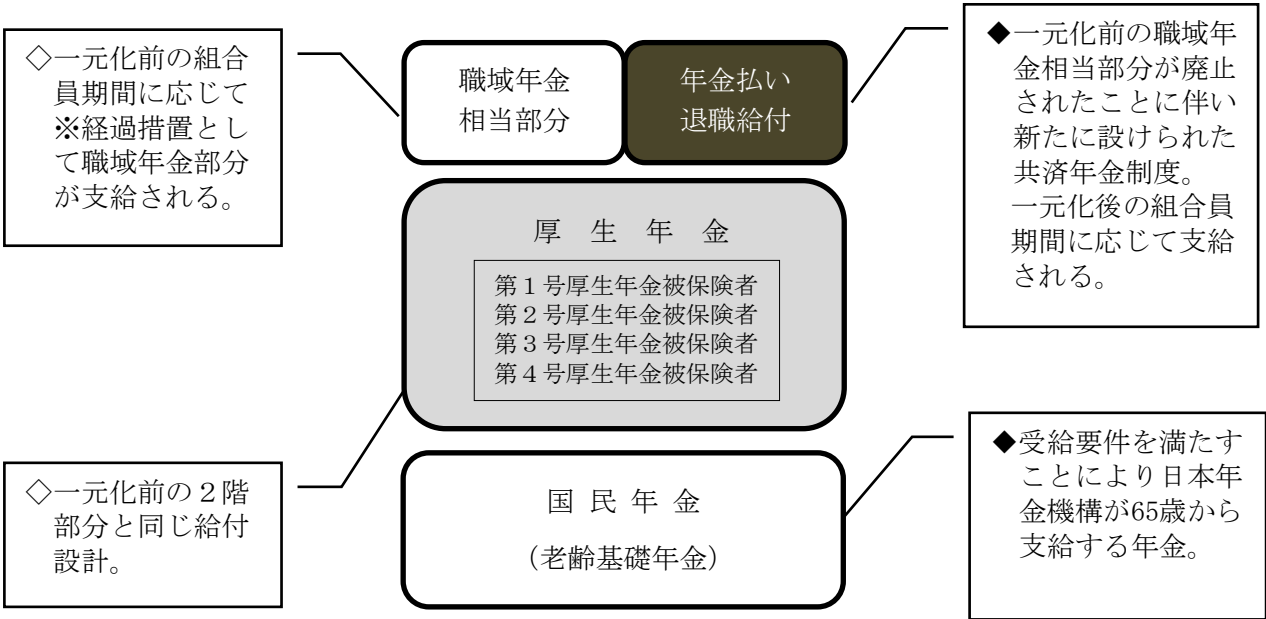
種別	対象者
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生などで、第2号及び第3号に該当しない人(保険料は本人が納付)
第2号被保険者	厚生年金の被保険者(65歳未満)
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

3 厚生年金の被保険者の区分(令和6年4月現在)

民間被用者(会社員)・地方公務員等(短期組合員)	第1号厚生年金被保険者
国家公務員等(国立大学法人等職員)	第2号厚生年金被保険者
地方公務員等(一般組合員)	第3号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度の加入者	第4号厚生年金被保険者

《参考3》

\*\*\*\*\* 被用者年金一元化後（平成27年10月以降）\*\*\*\*\*

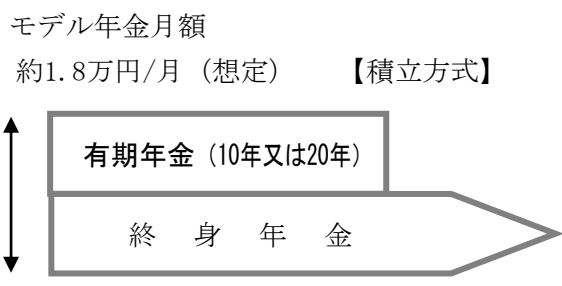


■ 職域年金廃止後の「退職等年金給付（年金払い退職給付）」

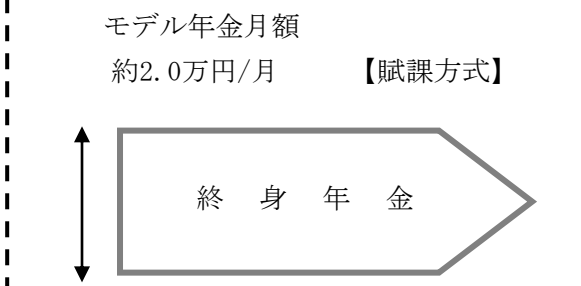
- 平成27年9月までに共済年金の受給権が生じた場合は、原則、この制度は適用になりません。
- 平成27年10月以降に共済年金の受給権が発生した場合にこの制度の適用となります。

- ・ 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ支給可能））。
- ・ 有期年金は、10年又は、20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- ・ 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- ・ 財政運営は、積立方式。給付設計はキャッシュ・バランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制。  
※ キャッシュ・バランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金のかい離を抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%の範囲内）。
- ・ 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、「公務障害年金・公務遺族年金」を支給。
- ・ 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- ・ 平成27年10月からの組合員期間について適用。

「年金払い退職給付」のイメージ



(参考) 現行の職域部分



※ モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提をおいて試算。

## § 14 の 7 公立学校共済組合『宿泊施設特別利用者証』の交付

共済組合では、組合員期間1か月以上で退職した人に『宿泊施設特別利用者証』（以下「利用者証」という。）を発行しています。このカードを提示すれば、退職後も現職組合員と同様に組合員料金で共済組合の宿泊施設が利用できます。

### （1） 利用対象者

公立学校共済組合の年金受給者、退職届書を提出した人及びその家族（家族とは、被扶養者とそれ以外の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。）

### （2） 利用できる施設

- ① 公立学校共済組合の直営宿泊施設
- ② 地方公務員等共済組合法に基づく各共済組合が経営する宿泊施設及び文部科学省共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の宿泊施設

### （3） 申請手続・有効期限

- ① 退職届書と一緒に「宿泊施設特別利用者証交付申請書」（様式集 § 19-011頁）を提出してください。
  - ② 申請書に基づき「利用者証」を発行します。
  - ③ ただし、共済組合が行う退職説明会に出席された人は、その場で「利用者証」を発行します。
- ② 「利用者証」は、本人、家族及び遺族も終身利用できます。

※ 任意継続組合員及びその家族の人は、「宿泊保養施設利用補助券」も併せて利用できます。

§ 19-009頁の「§ 19」の6 宿泊保養施設の利用補助について」を参照してください。